

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例概要

1 改正理由

公営住宅法の一部改正（23.5.2 公布、24.4.1 施行）により、区営住宅の整備基準及び入居収入基準について条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

2 整備基準

区営住宅及び共同施設は、その周辺の地域社会の形成に資するよう考慮するとともに、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者にとって便利で快適なものとなるように整備すること等区営住宅及び共同施設の整備基準を定める。

3 入居収入基準

公営住宅法施行令で定められている入居者の収入基準が政令で定める上限額を超えない範囲で条例で定めることとされることに伴い、当該収入基準を定める。

区 分	現 行	改 正 案
使用者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合（ ）	公営住宅法施行令第6条第5項第1号に定める金額 (月額21万4,000円)	月額21万4,000円
墨田区が災害により滅失した住宅に居住していた定額所得者に転貸するため借り上げる場合	公営住宅法施行令第6条第5項第2号に定める金額 (月額21万4,000円。 当該災害の日から3年を経過した後は、月額15万8,000円)	月額21万4,000円。 当該災害発生の日から3年を経過した後は、月額15万8,000円
及び 以外の場合	公営住宅法施行令第6条第5項第3号に定める金額 (月額15万8,000円)	月額15万8,000円

公営住宅の使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳以上の者である場合、同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合等

4 施行期日等

本年4月1日

